

三重県議会議案聴取会規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、議案聴取会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 議案聴取会は、議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行う。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 議案聴取会は、議員の全員をもって構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 議案聴取会は、議長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 議案聴取会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(出席要求)</p> <p>第5条 議案聴取会においては、説明のため議案等の提出者その他執行機関の職員の出席を求めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 議案聴取会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。</p> <p>(会議の傍聴)</p> <p>第7条 議案聴取会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、議案聴取会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 議案聴取会は、議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行う。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 議案聴取会は、議員全員をもって構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 議案聴取会は、議長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 議案聴取会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>(出席要求)</p> <p>第5条 議案聴取会においては、説明のため議案等の提出者その他執行機関の職員の出席を求めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 議案聴取会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上の同意があったときは、公開しないことができる。</p> <p>(会議の傍聴)</p> <p>第7条 議案聴取会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。</p>

<p>(記録)</p> <p>第8条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、議案聴取会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、公表の日から施行する。</p>	<p>(記録)</p> <p>第8条 議長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、議案聴取会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。</p>
---	---